2026年11月

葵総合経営センターだより

特　集

電子帳簿保存法と青色申告特別控除75万円

発行人　葵総合経営センター
代表　杉浦　康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表)FAX<052>339-1816
E-Mail　aoi@aoi-cms.com
URL　https://www.aoi-cms.com/



「京都嵐山宝厳院」

目次

2　個人情報漏えいは他人事ではない
－今こそ見直したい情報管理体制
3　目的を持つ力と、目的を疑う力
－小説『オルロージュ』から考える、AI時代の人間の思考－
4　電子帳簿保存法と青色申告特別控除75万円
6　求職者等に対するハラスメント対策について
7　「著作権で守られない」なら模倣は自由？
―最高裁が示した競争の限界
8　ご案内

No.620

個人情報漏えいは他人事ではない
－今こそ見直したい情報管理体制

センター代表　杉浦　康晴

９月以降、企業や公的機関において、サイバー攻撃や不正アクセスによる個人情報の漏えいが相次いで公表されています。顧客情報だけでなく、従業員の氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど、さまざまな情報が漏えいの対象となっています。

こうしたニュースを見ると、大企業や公的機関だからこそ起こる問題だと感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、個人情報漏えいは、企業の規模や業種を問わず、どの事業者にも起こり得るリスクです。

個人情報は、企業が日々の業務を行う上で欠かせない資産です。一方で、ひとたび漏えいが発生すれば、顧客や取引先からの信用低下、原因調査やシステム復旧にかかる費用、問い合わせへの対応など、事業活動に大きな影響を及ぼす可能性があります。場合によっては、損害賠償などの対応が必要になることもあります。

情報漏えいというと、高度な技術を使ったサイバー攻撃を想像しがちですが、原因はそれだけではありません。メールの誤送信、個人情報を含む書類の紛失、アクセス権限の設定ミス、不要になったデータの放置など、日常業務における小さなミスや管理不足も、情報漏えいにつながる可能性があります。また、業務効率化のために利用するクラウドサービスや外部委託先を通じて、情報が外部に流出するリスクにも注意が必要です。

では、企業はどのような対策を講じればよいのでしょうか。まず取り組みたいのは、個人情報の保管場所と管理状況を把握することです。紙の書類、社内サーバー、パソコン、クラウドサービスなど、どこにどのような情報が保存されているかを整理し、不要になった情報は適切に廃棄・削除することが大切です。

次に、情報へのアクセス権限を見直しましょう。業務上必要な人だけが情報を閲覧できるようにし、退職者や異動者のアカウントを速やかに整理することが重要です。パスワードの使い回しを避け、多要素認証を導入することも有効な対策となります。

さらに、従業員への教育と、万が一の際の対応手順の整備も欠かせません。不審なメールや添付ファイルを安易に開かないこと、個人情報を送信する際には宛先や添付ファイルを十分に確認することなど、基本的なルールを社内で共有しましょう。また、漏えいが疑われる事態が発生した場合に、誰に報告し、どのように被害の拡大を防ぐのかをあらかじめ決めておくことも大切です。

個人情報漏えいへの対策は、一度実施すれば終わりというものではありません。利用するシステムや業務内容の変化に応じて、定期的に管理状況を確認し、必要な見直しを続けていく必要があります。

情報管理の徹底は、単なる事務作業やシステム上の対策ではありません。お客様や取引先、従業員との信頼関係を守り、企業の持続的な成長を支える経営課題の一つです。

この機会に、社内の情報管理ルールや運用状況を改めて確認し、自社に必要な対策を一つずつ進めてみてはいかがでしょうか。

目的を持つ力と、目的を疑う力

－小説『オルロージュ』から考える、AI時代の人間の思考－

葵経営コンサルタンツ　中島　和人

小川哲の最新刊『オルロージュ』を読みました。光合成をするコンクリートを核に起業する桐田奈南らの物語です。背景には米ベンチャー、セラノスの事件があるようです。ただし単なる事件の小説化ではなく、まだ実現していない未来が、信じられ、語られ、投資されることで現実性を帯び、現実を動かしていく力学を描いた作品です。

読み進める中で桐田奈南という人物に魅力を感じました。彼女は、与えられた仕事を上手にこなす人ではありません。まず「何を実現したいのか」を考え、そこから必要な人、情報、機会、仕事を逆算し、自らつくっていきます。しかも、その前に「これは何なのか」という見方をつくっています。桐田は単に「現実を動かす人」ではなく、現実の見え方を変える人ともいえます。

ここに、AI時代の「目的思考」を考える上で重要な示唆があります。AIによって、調査、要約、文章作成など、これまで「優秀な人の能力」とされてきた仕事の一部を補助してもらえるようになりました。すると、与えられた仕事を処理する人と、「そもそも何を実現したいのか」を考える人とのビジネス上の価値が、これまで以上につくと思われます。AIは手段を提案できても、何を目的にするかは決めてくれません。だからこそ、目的から逆算して仕事をつくる能力には意味があると考え、その点で桐田が魅力的に見えてきます。

しかし、目的から逆算して現実を動かす力は、それ自体が正しいとも限りません。目的が間違っていても、能力が高ければ、人も資金も情報も動かせてしまうからです。その力は、目的の正しさとは別に働いてしまいます。セラノス事件は、この力が破綻につながった例ともいえます。

よって、AI時代に必要なのは「桐田奈南のようになろう」という話ではありません。「何を実現したいのか」「そのために何が必要なのか」「何が足りず、誰とつながればよいのか」。そして最後に、「そもそも、その目的は正しいのか」と問い直すことではないでしょうか。

ここでいう「目的を疑う」とは、その目的が何を前提としているのか、本当に解決すべき問題なのか、実現した結果として別の問題を生まないのかを考えることです。目的が明確であるほど、それを疑うことは難しくなります。ただ、目的を問い直すことと、自分の認識が変わることは同じではありません。目的を問い直す過程で「自分はなぜ、そもそもこれを目的だと思っていたのか」と考え始めると、目的を修正するだけではなく、その目的をつくっていた自分の前提や問題の捉え方そのものが変わることがあります。

小説の主人公の桐田が他者の見え方を変える人だとすれば、問われるのは、自分自身の見え方は変わりうるのか、という点です。AIは目的を決めてはくれませんが、「なぜその目的なのか」と問い返す相手にはなれます。つまり、AIとの対話で重要なのは、答えを得ることだけではありません。自分が当然だと思っていた問題の捉え方を問い直し、その結果として、自分自身の認識を更新することにも意味があるのです。

この小説を読んで考えたのは、AI時代の「目的思考」とは、目的を明確にして突き進むことだけではない、ということです。目的から現実を動かす力と、その目的や、それを生み出した自分の見方を問い直す力。その二つを行き来するところに、これからの人間の思考の面白さがあるのではないでしょうか。

電子帳簿保存法と青色申告特別控除75万円

葵総合税理士法人　　秋山　達也

令和8年度税制改正により、令和9年分（2027年分）の所得税確定申告から、青色申告特別控除の最高控除額が現行の65万円から75万円へ引き上げられます。

青色申告特別控除とは

不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則、（一般的には複式簿記）により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付して、確定申告書をその提出期限（確定申告期限）までに提出している場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高65万円を控除することとされています。

不動産所得における事業性の判定について

不動産の貸付けが事業として行われているかどうかについては、原則として社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかによって、実質的に判断します。
ただし、建物の貸付けについては、次のいずれかの基準に当てはまれば、原則として事業として行われているものとして取り扱われます。
（1）貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること
（2）独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること

改正後の控除額と主な要件

- 75万円：複式簿記＋e-Tax＋「優良な電子帳簿保存」または「デジタルシームレス保存」
- 65万円：複式簿記＋e-Tax（現行の要件を維持）
- 10万円：簡易簿記、または複式簿記でもe-Taxなし
- 0円：前々年収入1,000万円超の簡易簿記利用者

適用要件 ／ 控除額	複式簿記（正規の簿記の原則で記帳）	貸借対照表と損益計算書を添付	期限内申告（注1）	e-Tax（電子申告）	優良な電子帳簿保存 又は デジタルシームレス保存
75 万円	○	○	○	○	○
65 万円	○	○	○	○	―
10 万円	（簡易な記帳でも可）（注2）	―（注3）	―	―	―

75万円控除の具体的な要件

75万円控除の適用を受けるためには、従来の65万円控除の要件（複式簿記・貸借対照表添付・期限内申告・e-Tax）に加え、以下の①又は②いずれか一方を満たす必要があります。

①優良な電子帳簿による保存

仕訳帳及び総勘定元帳を、以下の要件を満たす「優良な電子帳簿」として備え付け・保存する必要があります。

- システムの説明書やモニター等の備え付け
- 訂正、削除履歴が残ること
- 帳簿間の相互関連性が確保されていること
- 取引等の日付、金額、相手方に関する検索機能があること

さらに、確定申告期限までに「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る75万円※の青色申告特別控除・過少申告加算 税の特例の適用を受ける旨の届出書」又は、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過 少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」を提出する必要があります。

② 特定電子計算機処理システムによる電子取引データの保存

電子取引データを、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして送受信・保存を行い、税務職員から求められた際に、対象を確認できるようにするようにしておき、確定申告期限までに「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書」を提出する必要があります。

国税庁長官が定める基準に適合するシステムとは

(イ)デジタル庁が管理する仕様に従ったデジ タルインボイス
(ロ)預貯金口座における決済データ
(イ)又は(ロ)のいずれかの電子取引データを下記の一定要件に従って保存できるシステム

- 改ざん防止の確保（データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステ ム又は訂正削除ができないシステムで行うこと）
- 記帳の適正性確保（電子取引データの金額 の訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと又は訂正削除の事実を確認で きるようにしておくこと）
- 電子帳簿との関連性確保（電子取引データと電子帳簿との関連性 を相互に確認することができるようにしておくこと）

法的要件を満たした会計ソフトは、「JIIMA認証情報リスト」をご確認ください。

電子帳簿保存法では、帳簿はその課税期間の最初（1月1日）から要件を満たしている必要がありますため、令和9年分（2027年分）の適用を受けるには、2027年1月1日から優良な電子帳簿の保存を開始しなければなりません。年度途中での切り替えは認められませんので、事前の準備が不可欠です。優良な電子帳簿保存を行っている場合、万が一の申告漏れに対する「過少申告加算税」が5%軽減されるという、75万円控除以外の大きなメリットも存在します。

出典　青色申告特別控除　https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2072.htm
　　優良な電子帳簿の保存により75万円の青色申告特別控除　https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyo/0026007-003_02.pdf

求職者等に対するハラスメント対策について

葵労務管理事務所　犬飼　昭士

令和8年10月1日、カスタマーハラスメント対策の義務化とともに、求職者等に対するセクシャルハラスメント対策が義務化されました。さらに求職者等に対するパワーハラスメントに類する行為等について必要な注意を払うことも努力義務化されました。

求職者等に対するセクシャルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

■　求職者（企業の求人に応募する者）

■　求職者以外の者であって、

・事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者

・教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

性的な言動とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指します。具体例として下記のものが挙げられます。

・インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかなくなった。

・インターンシップ中に労働者が求職者等を執拗に私的な食事に誘い、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等セクハラの防止のために事業主が講じなければならない措置として以下のものがあります。

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

◆相談体制の整備

◆事後の迅速かつ適切な対応

【求職活動等パワハラに類する行為等についての配慮】

事業主、労働者ともに、求職者等に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが努力義務として挙げられています。

【求職活動等パワハラに類する行為等とは】

求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為、求職活動等における妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為、求職活動等における育児休業等に関するハラスメントに類する行為

近年、インターンシップを実施する企業が増え、それに伴い求職者等の不満が増幅して今回の法制化になりました。実際、採用担当者以外の労働者と接する機会が増えたものの、労働者の理解が追い付かない現状が明るみに出ました。事業主は、労働者が求職者等に対して行う言動に現状より注意を払わなければなりません。　（参考：厚生労働省ホームページ）

「著作権で守られない」なら模倣は自由？
―最高裁が示した競争の限界

弁護士　長谷川　将也

皆さまは、バンドスコア（バンド用の楽譜）をご存じでしょうか。実は、バンドスコアは、原曲の作曲者自身が作らないことも多く、楽譜出版社が主体となり、専門の音楽教育を受けた人が音源を聴き取って制作しています。この作業を「採譜」といい、相当な時間と労力がかかります。

先般、とある楽譜出版社が、多大な費用と労力をかけて579曲を採譜し、バンドスコアを制作・販売していました。ところが、競合他社がこのバンドスコアを基に、自らは採譜の費用を負担することなく、バンドスコアを模倣して制作し、ウェブサイト上で無料公開して広告料収入を得ていました。その間、模倣された楽譜出版社の売上は大きく落ち込んでしまいました。その後、無料公開サイトが閉鎖され、楽譜出版社の売上は大幅に回復しました。

最高裁令和８年10月９日判決では、この事案について不法行為の成立が認められました。最高裁は、バンドスコアの全体を細部まで模倣して費用負担を免れたこと、長期間・多数の楽曲に及ぶ無料公開、楽譜出版社の営業への重大な影響、公正な競争秩序を害しかねないことなどを総合して、競合他社の行為は、著しく不公正な手段で相手の営業の継続を困難にさせる競業行為であり、社会通念上自由競争の範囲を逸脱した営業妨害にあたると判断したのです。著作権による保護とは別に、営業上の利益の侵害を理由として不法行為が成立し得ることを示しました。

そもそも、壁になるのは著作権法です。今回のバンドスコアは、原曲の音源を基に採譜したものであり、楽譜出版社自身の著作物にはあたりません。最高裁は、従前から、著作権法で保護されないものの利用は、特段の事情がない限り、不法行為にもならないという立場でした。つまり、誰かが苦労して作ったものでも、それを模倣したというだけで直ちに違法となるわけではないのです。ただし、単なる模倣にとどまらない「特段の事情」があれば、例外的に不法行為が成立する可能性があり、今回はその例外にあたります。

今回の最高裁判決は、事業者の皆さまにとって２つの意味を持ちます。１つは、顧客データ、業務マニュアル、価格表、図面や採寸データなど、事業活動で生み出した成果物の保護を考える上でも参考になるということです。著作権などによる保護が及ばない場合でも、自社の費用負担に他社がフリーライドし、自社の営業に重大な打撃を与えるような競業行為には、救済の余地があります。もう１つは、裏を返せば、他社の成果物を利用して安く提供するビジネスは、著作権がないからといって安心できないということです。

日頃から、成果物を外部に提供する際には利用範囲や秘密保持義務を契約で明確にするなどの備えが大切です。自社の成果物の守り方や、他社の成果物の使い方に不安があれば、早めに専門家へご相談ください。

１１月の税務・労務

１０日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付

３０日◇令和８年９月決算法人の確定申告、３月決算法人の中間申告、１２月・３月・６月決算法人の消費税中間申告（４００万円超)
◇令和８年９月決算法人の事業所税申告及び納付

１２月の税務・労務

１０日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付特例を受けている者を含む)

２８日◇官庁御用納め
◇保険料控除申告書及び配偶者控除等申告書等の提出…今年最後の給与等の支払を受ける日の前日まで
◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届
(期限＝支払後５日以内)

１月４日◇令和８年１０月決算法人の確定申告、４月決算法人の中間申告、１月・４月・７月決算法人の消費税中間申告（４００万円超）
◇令和８年１０月決算法人の事業所税申告及び納付
◇固定資産税及び都市計画税第３期分の納付



ご案内

●康友会からのお知らせ
【会員様対象無料法律相談日(予約制)】
令和8年　11月　13日（金）
令和8年　12月　21日（月）
令和9年　1月　19日（火）
弁護士　長谷川　留美子
弁護士　長谷川　将也

●センターからのお知らせ
【無料よろず相談日(予約制)】
令和8年　11月　13日　（金）

◎休日のお知らせ

11　月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12　月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

各種お申し込み、お問い合わせは
葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで

編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』
秋山達也　長谷川直明　早川毅
加藤紀男　都築玲香　林希美子

１０月初旬に慰安旅行で世界三大絶勝の一つである「東尋坊」、そして「福井県立恐竜博物館」に行ってきました。昼食は極上の越前がに料理を堪能し、大満足！天気も良く、「東尋坊」では青い空と美しい海、荒々しい断崖のコントラストが素晴らしかったです！そして、一生懸命、カニと向き合う職員のみんなの姿が印象的でした！（笑）

都築玲香